

議案第 3 号

大崎市議会事務局設置条例

上記議案を別紙のとおり，地方自治法第112条の規定により提出いたします。

平成18年5月19日

大崎市議会議長 様

提 出 者	大崎市議会議員	青 沼 智 雄
賛 成 者	〃	遠 藤 悟
〃	〃	氷 室 勝 好
〃	〃	小 沢 和 悦
〃	〃	関 武 徳
〃	〃	佐 藤 勝
〃	〃	豊 嶋 正 人
〃	〃	高 橋 憲 夫
〃	〃	山 田 和 明

大崎市議会事務局設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定により,大崎市議会に事務局を置く。

(職員)

第2条 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の定数)

第3条 事務局職員の定数は,大崎市職員定数条例(平成18年大崎市条例第47号)の定めるところによる。

(委任)

第4条 法令又はこの条例に定めるもののほか,必要な事項は,議長が別に定める。

附 則

この条例は,公布の日から施行する。